

事務連絡  
平成21年11月18日

都道府県労働局  
労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部補償課長補佐（業務担当）

船員保険制度の統合に伴う  
「労災保険給付事務取扱手引（船員分）（案）」  
に係る意見照会について

労働者災害補償保険の給付事務処理については、平成13年3月30日付け基発第237号「労災保険給付事務取扱手引の一部改正について」により、行ってきたところであるが、今般、船員保険と労災保険の統合に伴い、別添のとおり、「労災保険給付事務取扱手引（船員分）（案）」を作成したところである。

については、当該手引の内容に係る意見がある場合は、平成21年11月27日（金）（10時30分厳守）までに、別紙様式により、補償課業務係あて報告されたい（FAX可）。

なお、報告のあった意見等については、平成21年12月4日（金）開催の臨時全国労災補償課長会議において、回答する予定である。

照会先  
厚生労働省労働基準局  
労災補償部補償課業務係  
TEL 03-5253-1111  
（内線5463、5464）  
FAX 03-3502-6488  
横田、宮内、小坂

「労災保険給付事務取扱事務手引(船員分)(案)」に係る質問事項について

都道府県労働局名  
担当者名

〇〇局  
〇〇

番号	質疑内容
1	
2	
3	
4	
5	
6	

番号	質疑内容

平成21年11月16日版

# 労災保険給付事務取扱手引 (船員分) (案)

平成22年1月

厚生労働省労働基準局

## I 船員保険の統合に伴う労災保険の取扱い等

### 第1 船員保険の職務上部門と労災保険の統合の基本的な考え方等

#### 1 基本的な枠組み

雇用保険法の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）により、平成22年1月1日に船員保険の職務上疾病・年金部門を労災保険に統合し、従来の船員保険の給付のうち、労災保険給付に相当する給付は、労災保険から給付を行い、船員保険の被保険者に対して労災保険の給付水準を上回る部分の給付（以下「上乘せ給付」という。）及び船員保険独自の給付は、統合後も船員保険から給付を行うこととされたこと。

#### 2 船員法に定める支給事由が生じた場合に労災保険に定める保険給付を給付

今回の統合に当たっての、労働者災害補償保険法（昭和二十二年四月七日法律第五十号）以下「労災保険法」という。）における主な法改正は、労災保険法第3条と労災保険法第12条の8第2項である。

労災保険法第3条の改正は、船員保険の被保険者（たる労働者）について労災保険法を適用するとする趣旨のものであり、労災保険法第12条の8第2項の改正は、労働基準法の適用が一部に限られる船員について船員法に定める災害補償の事由のうち、従来の労働基準法に定めるものと同じの事由が生じた場合に、労災保険法に定める保険給付を行うとする趣旨である。

したがって、統合後は、船員のうち、労働者（特別加入者として補償の対象となる者も含む。）が新たに労災保険給付の対象となるという点を除き、原則として船員以外の労働者と同様の災害補償事由が生じた場合に同一の保険給付をすることになるのであるが、船員労働の特殊性に鑑み、特例的な扱いを一部で行うことに留意する必要がある。

### 第2 船員の定義等

#### 1 船員の定義等

改正労災保険法は、上記の通り船員と船員以外の労働者について、保険給付の支給事由を分けて規定しており、また、特例的な取扱いを設けていることから、船員であるか否かを的確に判断する必要がある。

船員の定義は、船員法第1条第1項において、「この法律で船員とは、日本船舶又は日本船舶以外の国土交通省令の定める船舶に乗り組む船長及び海員並びに予備船員をいう」と規定されている。

したがって、同法第1条第1項の船舶に乗り組んでいる場合には、船員に当たることになる（予備船員の場合には当該船舶に乗り組むために雇用されている）から、乗り組んでいる船舶が同法第1条第1項の船舶に当たるかを確認する必要がある。

なお、同法第1条第1項の船舶には、同法第1条第2項により「前項に規定する船舶には、次の船舶を含まない」とし、①総トン数五トン未満の船舶、②湖、川又は港のみを航行する船舶、③政令の定める総トン数三十トン未満の漁船及び④船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百四十九号）第二条第四項に規定する小型船舶であつて、スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他のその航海の目的、期間及び態様、運航体制等からみて船員労働の特殊性が認められない船舶として国土交通省令の定めるもの」が含まれないとしていることから、当該船舶に乗り組む者は、船員とはならないことに留意する必要がある（船員法の適用のある船舶に当たるか否かは、参考編〇〇ページ以下も参照のこと。）。

また、船員保険の被保険者である者については、労災保険においてももれなく適用があるようにすることが要請されているところ、船員保険の被保険者の定義についても確認しておく必要がある。

船員保険法は、船員に対する保険であり、同法の適用のある者は、船員であることを前提としている。すなわち、船員保険の被保険者は、船員保険法第2条に「船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員（以下「船員」という。）として船舶所有者に使用される者」と規定されている。さらに、船員保険の運用解釈として、法人の代表者等のうち、一定の要件を満たす者については、船員保険の被保険者として強制加入の対象になっていることに留意する必要がある。

## 2 船員に係る請求を特別に管理することの意義

船員については、上記のとおり、災害補償の事由が条文上区別されていること、船員労働の特殊性に鑑み、特例的な扱いを行うとされていること、後述のとおり、船員法第1条に規定する船員たる労働者を使用して行う船舶所有者の事業の場合、労働者

を1人でも使用しているときには労災保険が強制適用されることから、労災保険給付を適正に行うために、船員であるか否かを確認する必要がある。

また、前記の通り上乗せ給付は、統合後も船員保険から給付することになっているが、上乗せ給付は、労災保険から保険給付が行われた場合に行うとされており、また、船員保険においては、労災保険の保険給付額等を控除して給付するとされていること、当該給付は労災保険側からの情報提供がない場合には適正に行うことができないことから、被災した船員保険の被保険者に対する保険給付を制度全体としての的確に行うためにも必要である。

さらに、船員保険の被保険者である者については、労災保険においてももれなく適用があるようにすることが要請されている。

労働者については暫定任意適用事業の見直しにより、使用者については特別加入制度の拡大によりその対応が図られているが、相談・請求があった場合に、的確に対応することが必要であり、船員保険の被保険者の範囲を正確に理解しておく必要がある。

なお、船員保険の被保険者に対する給付の事務は、統合後は全国健康保険協会（以下「協会けんぽ」という。）で行うとされているところ、船員保険法において、政府は協会けんぽが行う事業に必要な情報を提供すると明文で規定しているところである。

このため、船員に係る保険給付を支給する場合には、後記に示すところにより船員手帳等により船員であることを確認するとともに、適切な保険関係を用いて（不）支給決定の処分を行うこと。

なお、船員に係る保険給付等の情報については、本省労災保険業務室から協会けんぽ本部に提供することになっていること。

### 第3 労災保険の保険給付の対象となり得る船員の範囲

#### 1 基本的な考え方

船員のうち、以下の（1）又は（2）のいずれかに該当する者については、労災保険の保険給付の対象となり得る。

##### （1）労働者の場合

以下のすべての要件を満たすこと

- ① 日本国内の事業者（船舶所有者（原則として船員法に定める船を所有している

者)に雇用されていること

② 労働者であること

(2) 労働者以外の場合

以下のすべての要件を満たすこと

① 日本国内の事業であること

② 中小事業主等又は一人親方等に当たること

## 2 留意点

(1) 日本国内の事業者(船舶所有者(原則として船員法に定める船を所有している者))に雇用されていること

ア 日本国内の事業者(船舶所有者(原則として船員法に定める船を所有している者))であること

(ア) 日本国内の事業者とは

労災保険法は、属地法であり、日本国内の事業者にのみ適用される。

日本国内の事業とは、日本国内に本店、営業所又は工場(以下「本店等」という。)を置く事業ということであり、海外にのみ当該本店等を有し、日本国内に当該本店等を置いていない事業(以下「外国事業」という。)は含まれず、外国事業の事業主が雇用している者には労災保険は適用されない。

したがって、外資系であっても日本国内に本店等を置いている場合には、その労働者には労災保険の適用があり、反対に日本法人の海外子会社に雇用された労働者には労災保険の適用はない。

(イ) 船員法の適用のある船舶とは

船員法の適用の船舶は、前述のとおり船員法第1条第1項及び船員法施行規則第1条において定められている。

留意点

① 船員法の適用のある船に乗り組んでいる者すべてが労災保険法の適用とはならない。

船員法の適用のある船舶に乗り組んでいる者は、原則としてすべて船員であるが、外国事業の事業主が雇用した者は、船員法の適用のある船員で

はあるものの、労災保険法も船員保険法もともに、属地法であることから、適用がない。

② 船員法の適用のある船舶に乗船していない者も船員になることがある。

船員には、予備船員も含まれるところ、予備船員とは、船員法第2条第2項において船員法の適用のある「船舶に乗り組むため雇ようされている者で船内で使用されていないものをいう」と定義されているところから、実際に船舶に乗り組んでいない者が含まれること。

なお、外国籍船であって、船員法の規定を満たさない船舶に乗り組んでいる場合も予備船員として認定されることがあること。

(ウ) 船舶所有者とは

a 基本的な考え方

船舶の所有者のことであるが、船員保険法第3条の規定により、船舶における労務の提供を受けるために船員を使用している者も同様に扱われる。

たとえば、①船舶を共有している場合には船舶管理人、②船舶貸借の場合は船舶借入人、③船舶所有者、船舶管理人及船舶借入人以外の者が船員を使用する場合は当該者がそれぞれ船舶所有者となる。

b 暫定任意適用事業に係る改正

雇用保険法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令により、労災保険の暫定任意適用事業の範囲から船員保険の適用となっている「船員法(昭和22年法律第100号)第1条に規定する船員を使用して行う船舶所有者(船員保険法(昭和14年法律第73号)第3条に規定する場合にあつては、同条の規定により船舶所有者とされる者)の事業」(以下「船員使用の事業」という。)を除くとされた。

したがって、上記政令の改正により、船員法の適用のある船舶の所有者が当該船舶を使用して行う事業に、1人でも労働者たる船員を使用している場合には、労災保険が強制適用となる。

また、上記の船舶所有者には、船員保険法第3条の規定により船舶所有者とされる者も含まれるとされていることから、下記cの事業主が船員たる労働者を1人以上使用している場合も同様である。

なお、この改正は、船員法の適用のある船を所有している場合のみ適用され、労働基準法の適用のある船舶を所有している者は対象外であることに留意する必要がある。

c 船舶を所有している者以外の者

船舶内の売店のように、船舶内で事業を営み、労働者たる船員を使用している場合には、当該事業主は、船員法上の船舶所有者として取り扱われる。

労働者は、船員保険の被保険者であるとともに、労災保険が適用される。

イ 具体例

(ア) 該当する例

日本の領海を遠く離れた公海上を航行する自社所有の船舶にその雇用している船員を乗り込ませている日本国内に本店を持つ事業主

(イ) 該当しない例

日本の港を目指して日本の領海内を航行する船舶にその雇用している船員を乗り込ませている外国事業の事業主

(2) 船員であること

ア 船員に該当すること

船員とは、船員法第1条に規定する船員のことであるが、具体的には日本船舶又は日本船舶以外の国土交通省令の定める船舶に乗り組む船長及び海員並びに予備船員がこれに当たり、職種を問わない。

日本国内の事業者には雇用されて船舶に乗り組んでいるものの、船員法第1条に規定する船員に当たらない場合は、船員法の適用がなく、労働基準法の適用がある。

したがって、労災保険法の適用はあるものの、本手引に定める特例の扱いは適用にならない。

イ 具体例

(ア) 該当する例

船員法の適用のある船舶の中にある飲食店で働いている労働者（労災保険法の適用があり、船員に当たるので、特例も考慮する必要がある。）

(イ) 該当しない例

湖のみを航行する遊覧船に乗り組み、船舶を操舵している者（労災保険法の適

用はあるが、船員には当たらないので、特例を考慮する必要なし。)

#### ウ 参考 (船員法の船員と船員保険の被保険者であることの異同)

船員法に定める船員は、前述の通り日本船舶又は日本船舶以外の国土交通省令の定める船舶に乗り組む船長及び海員並びに予備船員であり、日本国内の事業者には雇用されているか、外国事業の事業主に雇用されているかを問わない。

他方、船員保険の被保険者は、文言上は船員の範囲と同一であるかのように規定されているが、強制保険という性格上、日本国内の事業者には雇用されている者に限るとされている。

また、船員法の場合、労働者か事業主かは区別されていないが、船員保険法の場合には、事業の主体が法人の場合にのみ、その代表者は船員保険の被保険者となる (なお、中小事業主等のように、統合後は船員保険の被保険者でない者も特別加入できる場合があり、特別加入すれば保険給付の対象となり得る者となる。)

### (3) 労働者であること

#### ア 船員のうち労働者性のある者とは

船員法第2条第1項は、「この法律で海員とは、船内で使用される船長以外の乗組員で労働の対償として給料その他の報酬を支払われる者をいう」と規定していること、同法第2条第2項は、「この法律で予備船員とは、前条第一項に規定する船舶に乗り組むため雇ようされている者で船内で使用されていないものをいう」と規定していることから、船員法第1条に規定する船員のうち、海員及び予備船員については、労働基準法上の労働者と同様と考えてよい。

船員法第1条に定める船員のうち、船長については、船員法に基づく指揮命令権などの権限が付与されているものであり、また、船舶所有者が自ら船長として乗り組むことがあることから、労働基準法上の労働者と直ちに判断することはできない。

したがって、船長については、実態として事業主である船舶所有者との間に使用従属関係が認められるか否かを調査の上、労働者性の有無を判断することとし、労働局において判断が困難な場合にあっては、本省に協議すること。

#### イ 船員法の雇入契約等について

船員法は、雇入契約の成立等があった場合には、当該事項等を届け出なければならないことを定めている (これを「雇入契約の公認」と呼ぶことが多いが、成立し

た契約を事後に行政庁に届け出るものに過ぎない。)

この雇入契約は、民法上の雇用契約（労働契約）とは異なり、継続した雇用契約の存続期間中、特に、一定期間を限って乗船労務に服することを内容とする契約であり、雇入契約の終了は必ずしも雇用契約の終了を意味するものではないことに留意する必要がある。

なお、上記の通り雇入契約は、一定期間を限って乗船労務に服することを内容とする契約であるところ、被災時に特定の船に乗っていたかを確認するためには、有用であり、その点を船員手帳で確認すること。

#### ウ 具体例

##### (ア) 該当する例

雇入れ契約の公認は未だ受けていないものの、日本国内の事業者から雇用されたことが明らかな労働者（労災保険法の適用があり、船員法の適用のある船舶に乗り組んでいる場合には、特例も考慮する必要がある。)

(船員保険の被保険者に当たるか否かは、協会けんぽ・保険局の解釈・運用を尊重する必要があるが、労働者に当たるか否かは当方の解釈により判断すること。)

##### (イ) 該当しない例

法人の代表者等は、船員保険においては、労働者と区別なく、強制加入の対象であるが、労働者性が認められないのが通常であり、特別加入していない場合には労災保険の適用はない。(労災保険法の適用がない。)

(本来、特別加入は任意の制度であるが、船員保険は今後も存続すること、船員保険の上乗せ給付は基本的に労災保険から保険給付された場合に保険給付されることから、船員保険の被保険者は特別加入することが強く推奨される。

船員保険の被保険者であって、特別加入していない者を把握した場合には、徴収担当部署と連携の上、加入を勧奨すること)

#### (4) 特別加入者であること

船員保険の統合に伴う特別加入の範囲の拡大や加入手続については、平成21年〇〇月〇〇日付け基発第〇〇号「船員保険統合に伴う特別加入の取扱いについて」及び同日付け補償課長通達「船員保険統合に伴う特別加入の取扱いの詳細について」によること。

## ア 特別加入の範囲

### (ア) 中小事業主等

平成22年1月以降、新たに「船員使用の事業」として適用を受ける事業についても、中小事業に該当する場合には、特別加入が可能であること。

この場合、中小事業主等の判断の留意点について、前記課長通達が①労働者数の判断に係る留意点として、事業ごとの労働者数ではなく事業全体の労働者数によって中小事業主に当たるか判断すること、②事業の業種の判断の留意点として、事業の区分は日本標準産業分類によること等としていることを踏まえて、判断すること。

### (イ) 一人親方等

一人親方等については、省令改正により新たに労災保険法施行規則（以下「労災則」という。）第46条の17条第7項に「船員法第1条に規定する船員が行う船舶所有者の事業」を追加し、第3項を「漁船による水産動植物の採捕の事業（第7条掲げる事業を除く。）と改められたので、「船員法第1条に規定する船員が行う船舶所有者の事業」を労働者を使用しないで行うことを常態とする者及びその事業に従事する者であつて、労働者でない者については、事業の種類を問わず、第7項の事業により特別加入することになること。

この区別の実益は、3号は、労災保険法第35条第1項及び労災則第四十六条の二十二の二の規定により、通勤災害の適用がないのに対して、7号は、通勤災害の適用があること、さらには両者で労災保険率が異なることである。

## ウ 具体例

### (ア) 該当する例

船員法の適用のある船舶において、法人の代表者が売店を、労働者を使用しないで行うことを常態とする場合は、特別加入の対象となる。

### (イ) 該当しない例

船員法の適用のない船により、旅客運輸の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者は、特別加入することができない。

## (5) 特殊な船舶の取扱い

### ア (新) マルシップ

マルシップとは、日本法人等が所有する船舶（日本船舶）を、外国法人等に貸渡し（裸用船）、当該外国法人が外国人船員を乗り組ませたものを、貸渡人たる日本法人等がチャーターバック（定期用船）したものであり、日本船籍の船舶である。

当該マルシップには、日本国内の事業者が雇用した者と外国法人が雇用した者が混在することがあるが、当該船を特に新マルシップとして区別することがある。

この場合、新マルシップに乗り組む日本国内の事業者が雇用した者は、労災保険の適用があり、外国法人が雇用した者については、労災保険の適用はない。

また、船員保険における運用では、地方運輸局の雇入契約の公認がされることを要件としているが、労災保険においては、事業主が日本国内の事業であること及び当該事業主に労働者として雇用されていることが要件であり、日本船舶たるマルシップに乗り組んでいる者について、当該要件が確認できた場合には、被災時において地方運輸局の雇入契約の公認がされていないときにあっても、労災保険の適用があるものとして取り扱うこと。

#### イ FOC 船

FOC とは、「Flag of Convenience」の略であり、FOC 船とは便宜置籍船のことである。船の所有権や管理者が、掲げている旗の国（パナマ・リベリア・キプロスなどの諸国が多い。）とは別の国にある場合その船はFOCと呼ばれる。

当該船舶に乗船している船員たる労働者については、日本船籍ではない外国船籍の船、すなわち、原則として船員法の適用がない船に乗り組んでいることから、本来船員法の適用はなく、改正労災保険法第12条の8の適用もないことになる。

しかしながら、当該労働者が日本国内の事業に雇用されていることが確認された場合（船員派遣元事業者が派遣船員を雇用している場合を含む。）には、原則として労災保険の適用があり、海外に出張しているものとして取り扱い、業務に従事している際に災害が生じ、当該災害が労災保険法第12条の8第2項に規定する船員法所定の災害補償事由に当たるものであるときには、当該船員法所定の災害補償事由が生じたものとして取り扱うこと。

ただし、地方運輸局長が（予備）船員として認定していない者については、本省に協議を行うこと。

## 第4 使用する保険関係等

上記の通り、船員に係る保険給付等の情報については、本省労災保険業務室から協会けんぽ本部に提供することになっている。これは、成立している保険関係の業種により、「船員法第1条に定める船員を使用する船舶所有者の事業」（以下「船員使用の事業」という。）であるかを判別することにより行われるものであることから、保険給付に当たっては、使用する保険関係を的確に選定すること。

なお、船員使用の事業については、船舶単位ではなく、事業単位で保険関係を成立させること等から、被災労働者等からの聴き取りに当たっては、被災労働者の最寄りの監督署に出張して行う等の配慮を可能な限り行うこと。

### 1 適用単位

船員使用の事業に係る労災保険の適用は、原則として他の業種と同様に事業単位で行うものであり、また、継続事業として取り扱われる。したがって、事業単位であることから、企業単位ではなく、地域的に離れている支店等がある場合には、原則として船舶が所属する支店単位で適用され、当該支店を管轄する監督署が請求に係る調査及び処分を行う（例外については、下記（2）のイ以下を参照。）。

なお、労働基準法の適用のある船については、統合後についても事業単位ではなく、船単位であり、船員法の適用のある船と労働基準法の適用のある船の双方を所有している事業者の場合、それぞれ保険関係を成立させる必要がある。

### 2 労働者が請求人の場合に使用する保険関係

保険給付の請求に当たり使用する保険関係については、次によること。

#### （1）原則的な取扱い

被災した船員たる労働者が乗り組んでいた船舶が所属する事業について成立している保険関係

#### （2）特殊な船舶に乗り組んでいる場合の取扱い

FOC 船の場合、被災した船員を雇用している（た）事業について成立していた保険関係

※ 派遣船員として乗り組んでいる者については、派遣元の事業の保険関係（ただし、1人でも船員を使用している場合には、「船員使用の事業」に該当することに

留意すること

(3) 船内の事業に雇用されている場合の取扱い

被災した船員が雇用されていた事業について成立していた保険関係

※ 1人でも船員を使用している場合には、「船員使用の事業」に該当することに留意すること

3 特別加入者が請求人の場合に使用する保険関係

保険給付の請求に当たり使用する保険関係等については、次によること。

(1) 原則的な取扱い

被災した船員たる船舶所有者が乗り組んでいた船舶が所属する事業について成立している保険関係

(2) 船内の事業を営んでいる場合の取扱い

被災した船員たる船舶所有者が船内で営んでいる事業について成立している保険関係

(3) 船員法の適用のある船と労働基準法の適用のある船の双方を所有している事業者の場合

一方の事業に特別加入し、当該保険関係を用いて補償を受けることはできない。

したがって、双方の船に乗り組んでいる際の災害について補償を受けることを希望する場合には、双方の事業について特別加入する必要がある。

第5 保険給付に係る経過措置

1 施行日前に生じた事故に係る保険給付

統合の施行日前に生じた負傷、疾病に係る保険給付は、統合後も引き続き船員保険（協会けんぽ）から保険給付される。

2 遅発性疾病

統合の施行日後に発症した疾病であっても、施行日前の業務上のばく露が原因であると認められる場合には、船員保険（協会けんぽ）から保険給付される。

（治癒後等の労災保険の個別の保険給付を前提とした社会復帰促進等事業の対象に

はならないことに留意すること。)

### 3 施行日前の傷病の再発

統合の施行日前に傷病にかかり、施行日後に当該傷病が再発した場合は、船員保険(協会けんぽ)から保険給付される。

## 第6 給付基礎日額等

### 1 給付基礎日額

給付基礎日額については、平成21年〇〇月〇〇日付け「〇〇」により、算定すること。

なお、その基本的な考え方は、以下のとおりである。

以下のア及びイの①の場合には、「労働基準法第12条第1項から第6項までに定める方法」で、算定事由発生日以前「1年間の総賃金額」により給付基礎日額を算定すること。

イの②の場合には、昭和39年4月20日付け基発第519号「請負給割の漁業及び林業労働者の平均賃金」を準用して、平均賃金を算定した上、当該平均賃金を給付基礎日額とすること。

#### ア 省令事項

基本となるべき固定給が乗船することによって増加する報酬を受ける場合

#### イ 通達事項

① 基本となるべき固定給が下船することによって遡減する場合及び基本となるべき固定給が乗下船にかかわらず一定であり乗船することによって変動する諸手当を受ける場合

② 歩合により報酬が定められる場合、北洋さけ・ます漁業に従事する漁船船員のうち、一定の要件を満たすもの

### 2 算定基礎年額

特例は設けられておらず、船員以外の労働者と同様に算定すること。

## 第7 業務災害

### 1 業務遂行性の認められる範囲

船舶は就業の場であるとともに日常生活を送っている場所でもあること、船に乗り組んでいるときには、船長の許可なく船舶から下船できないなど、船員法の適用のある船舶に乗り組んでいる間（下記2の（1）のオの場合を除く。）は、船長の管理下にあると認められることから、恣意的行為等積極的な私的行為以外は業務遂行性が認められるものとして取り扱う。

雇入契約が終了した後の下船時の業務遂行性については、船員以外の労働者と同様に扱うこと。

### 2 業務上外の留意点

#### （1）負傷

##### ア 原因不明の災害

原因不明の災害については、間接的な関係事実等に基づき、経験則上最も合理的な説明のできる推論を採用し、業務起因性の有無を推定するとされており、具体的には、業務遂行性が推定された場合には、経験法則に反しない限り業務起因性があると推定するのが合理的であるとされている。

船員法の適用のある船に乗り組んでいる間は、前述のとおり、業務遂行性があるものとして取り扱われることから、その間に原因不明の災害が生じた場合には、経験則に反しない限り業務起因性があると推定すること。

##### イ 沈没した場合

船舶や航空機の遭難により乗組員が被災した場合には、その乗組員としての業務の性質上、それが台風等の天災によるものであっても、一般に業務起因性が認められること、船員法の適用のある船に乗り組んでいる間は、恣意的行為等積極的な私的行為以外は業務遂行性が認められるものとして取り扱われるので、当該行為が認められる場合を除き、業務上の災害として取り扱って差し支えない。

##### ウ 緊急行為

船員は、船員法第39条第3項により「雇入契約が終了したときでも、船員は、人命、船舶又は積荷の応急援助のために必要な作業に従事しなければならない」

とされ、また、同法第12条及び第21条により「船長が人命、船舶、航空機又は積荷の救助に必要な手段をとるのにあたり、上長の命令に従うべきこと」とされ、当該義務を履行しなかった場合には、懲役刑が科されることに留意の上、平成21年7月23日付け基発0723第11号「緊急行為の取扱いについて」により業務上外の判断を行うこと。

#### エ 他人の暴行

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律(平成21年法律第55号)に規定する「海賊対処行動を行う海上の区域」に該当しない場合においても、平成21年7月23日付け基発0723第12号「他人の故意に基づく暴行による負傷の取扱いについて」により、業務上外の判断を行うこと。

#### オ 下船時の行為

船舶の修繕、必要品の補充等船舶所有者の命(船長が命令を行った場合も含む。)を受けて、雇入契約が成立している間に下船して行動する場合(予備船員を除く(ただし、予備船員としてFOC船に乗り組んでいる場合はこの限りではない。))には、出張として取り扱うこと。

したがって、積極的な私的行為にわたらない限り、通常の又は合理的な範囲内における行為(食事等)も含めて業務に従事していたものとして取り扱うこと。

### (2) 疾病

脳・心臓疾患事案等業務上疾病については、船員以外の労働者と同様に、認定基準等により業務上外の判断を行うこと。

また、船員から、疾病に罹患したとして請求があった場合において、それが新しい疾病等に当たる場合には、本省協議すること。

## 3 療養補償給付

### (1) 請求手続

船員に係る療養補償給付の請求手続は、一般労働者と同様である。

なお、船員に係る療養を実施する特殊な診療所として船舶内に設置された診療所(以下「船内診療所」という。)があるが、船内診療所であっても労災指定医療機関となっているものについては、現物給付を行うこととされており、その請求手続は

通常の場合と基本的に同様であるが、船舶内の特殊性から、5号請求の時期は本邦に寄港後速やかに提出することで差し支えないとしている。(平成21年〇月〇日付け基発 号参照)

## (2) 給付内容

船員に係る療養補償給付の内容は、一般労働者と同じであり、また、上乗せ給付は設けられていない。

なお、職務上の傷病に対する独自給付として「自宅以外の場所における療養に必要な宿泊及び食事の支給」があるが、当該給付は船員保険から支給される。

また、船内診療所においては、「診察」と「処置、手術その他の治療」に限定されることに留意すること。

## (3) 診療報酬算定基準

船員に係る労災診療費についても、労災診療費算定基準(昭和51年1月13日付け基発第72号、最終改定平成20年3月31日付け基発第0331018号)に基づいて算定すること。

## (4) 外国の医療機関での療養

船員が洋上で業務上災害を被った場合には、当該被災船員の療養のため外国に一時的に寄港し、医療機関を受診する場合がある。

この場合の請求手続、添付書類、内容の審査、支給手続等については、昭和52年8月21日付け基発第481号中、「派遣元の事業の事業主」を船舶所有者と読み替えるとともに、同通達の請求手続及び支給手続のうち、事業主を経由するとの定めを除いて、同通達を準用し、事務処理を行うこと。

なお、以下の点に特に留意すること。

- ① 当該療養補償給付たる療養の費用については、所轄労働基準監督署において請求額に相当する額を支払うこととなるが、当該診療内容等については、事前に局に設けられている医療審査委員会等において医学的審査を行うこと。
- ② 審査に当たっては、我が国又は外国における医学常識に照らして妥当と認められるかどうかによって判断することとし、必ずしも現行の労災保険における取扱いに準拠する必要はないが、請求内容について疑義が生じた場合には適宜本省へ照会すること。

③ 事業主が立替払いをしている場合には、昭和 43 年 3 月 9 日付け基発第 114 号による受任者払いとすることとして差し支えないこと。

(5) 移送費の取扱い

移送費については、原則として昭和 37 年 9 月 18 日付け基発第 951 号（最終改正平成 20 年 10 月 30 日付け基発第 1030001 号）「移送の取扱いについて」（以下「移送通達」という。）に基づいて支給すること。また、洋上で被った災害であつて、災害発生後、近隣の港に寄港した場合については、移送通達の記の 1 の (1) の「災害発生現場」を「寄港地」と読み替えること。

ただし、外国で療養している者の転医については、その可否を含めて個別に判断する必要があることから、請求人を含む関係者から相談があつた場合には、療養上の必要性から個別に判断する旨の説明をし、請求があつた場合には、都道府県労働局を通じて速やかに本省と協議すること。

4 休業補償給付

(1) 基本的な考え方

船員に対する保険給付は、改正労災保険法第 12 条の 8 第 2 項により船員法第 91 条第 1 項の規定する災害補償の事由が生じた場合に行うとされているが、実際には同法第 91 条第 1 項にあつては、労働基準法第 76 条第 1 項に規定する災害補償の事由に相当する部分に限るとされているので、結局、船員以外の労働者と同様に、「療養のため、労働することができないために賃金を受けない場合」に支給することとなる。

なお、船員については、船員保険法において、労災保険給付を上回る給付を行うこととしている（例：4ヶ月間は標準報酬日額の 100%を支給）。その後も労働協約等により企業内労災補償が行われることが行われることがあるが、通常は標準報酬の 100%となるよう支給される、すなわち労災保険給付に上積みして給付される趣旨であるから、原則として労災保険法第 61 条第 2 項に基づく支給調整を行う必要はない。

ただし、労働協約等の文面上労災保険給付相当分を含む趣旨であることが明らかである場合には、支給調整を行うこと。

## (2) 休業の要件等

上記(1)のとおり、船員についても船員以外の労働者と同じ支給事由が生じた場合に、同じ保険給付を行うことで足り、一般的労働不能の考え方についても船員以外の労働者と同様に取り扱うこと。

なお、傷病の程度が軽く、後遺症状が残らないことから、船員に復帰することが客観的に可能であり、現に療養中で治療効果がある者について、主治医が休業の必要性を認めている場合には、休業の要否については、上記の考え方に立ちつつも、慎重に判断を行うこと。

## (3) 参考

本給付については、船員独自の給付として1日～3日分の休業手当が設けられている。

また、①1月以内の期間や②療養開始後1年6月を経過した期間について、上乗せ給付が設けられている。

## 5 障害補償給付

船員法第92条本文に規定する災害補償の事由が生じた場合に支給を行うことになるが、船員法第92条本文に規定する災害補償の事由とは、労働基準法第77条に規定する災害補償の事由と同一であることから、船員が業務上負傷し、又は疾病にかかり、治った場合において、なお身体に障害が存するときに、船員以外の労働者と同様に労災保険の障害認定基準に従って、障害認定を行うこと。

また、障害補償給付に係る船員保険法の省令及びその運用については、労災保険と同様である。

なお、本給付については上乗せ給付がある。

## 6 遺族補償給付

### (1) 支給事由

船員法第93条に規定する災害補償の事由が生じたときに支給を行うことになるが、船員法第93条に規定する災害補償の事由とは、労働基準法79条に規定する災害補償の事由と同一であることから、船員が業務上死亡した場合に、船員以外の労働者

働者と同様に保険医給付を行うこと。

## (2) 留意すべき事項

### ア 行方不明の場合の取扱い

#### (ア) 労災保険法第10条

船員の死亡災害に係る事故の型は、海中への転落や沈没といったものが多く、行方不明になる者も多い。

こうした者の場合、民法上は、同法第30条の規定により、船舶が沈没した後、その他の危難が去った後、1年間生死が明らかでないときに、家庭裁判所は失踪宣告をすることができることになっている。

しかし同制度によっては、迅速な救済にけるきらいがあることから、労災保険法第10条において、

① 船舶が沈没等した際に現にその船舶に乗っていた労働者

又は

② 船舶の航行中に行方不明となった労働者

の生死が3ヶ月間わからない場合等には、

当該船舶が沈没等した日、又は労働者が行方不明となった日に、労働者が死亡したものと推定する旨の規定があることから、遺族補償給付、葬祭料の請求があった場合には、当該規定を踏まえ、迅速に処理を行うこと。

また、当該規定は、行方不明を死亡と「みなす」ものではなく、推定するものであることから、遺族補償給付等を支給後、生存していることがあきらかとなった場合には、回収することになることをあらかじめ請求人に丁寧に説明しておくこと。

なお、不正受給の防止のため、死亡を推定した日、すなわち、船舶が沈没した日又は労働者が行方不明になった日から1年半を経過した時点において、市町村に照会し、死亡届又は下記による死亡の報告が行われていることを必ず確認すること。

確認の結果、死亡届等がなされていない場合には、被災労働者の生存の有無を確認するとともに、速やかに保険給付の詐取が行われていないか調査を行うこと。調査の結果、不正受給であると認めるときには、費用徴収を行うとともに

に、原則として詐欺罪等での告発、当該告発についての記者発表を行うこと。

#### (イ) 死亡認定制度

海上保安庁においては、海難による行方不明者の死亡認定を以下の要件を満たす場合に行っている。

- ① 海上保安庁が取り調べた行方不明者であること
- ② 行方不明者の親族から死亡認定の願出があったこと
- ③ 死亡を確認するに足る物的又は人的証拠があり、さらに四圍の状況をも考慮するとき生存の疑いのないものであること（単に消息を絶ち生死不明では足りない。）
- ④ 海難発生時から三月以上経過したものであること

海上保安庁は、本死亡認定制度に基づき、死亡の認定を行ったときには、死亡地の市町村長に死亡の報告を戸籍法第 89 条に基づき行っており、当該報告には、戸籍法第 86 条第 2 項に基づく事項を記載しなければならないとされていることから、当該事項に係る市町村長の証明書を労災則第 15 条の 2 第 3 項第 1 号の書面として請求書に添付させること。

なお、海上保安庁は、死亡認定を願い出た親族にもその結果を報告することになっていることから、当該報告に「死亡の年月日時分及び場所」及び「死亡の事実を証すべき」事項が記載されている場合には、労災則第 15 条の 2 第 3 項第 1 号後段の「これに代わるべき書類」として取り扱って差し支えないこと。

#### イ その他

本給付については、船員保険の上乗せ給付がある。

### 7 介護補償給付

介護補償給付については、船員法に該当する規定はなく、船員以外の労働者と同様に労災保険法第 12 条の 8 第 4 項に定める支給事由が生じた場合に、労災保険法所定の保険給付が支給される。

なお、介護補償給付については、労災保険法と旧船員保険の規定は同一であることから、上乗せ給付は設けられていない。

## 8 二次健康診断等給付

二次健康診断等給付については、船員法に該当する規定はなく、また、労災保険法第26条においては「労働安全衛生法第66条第1項の規定による健康診断又は当該健康診断に係る同条第5項ただし書の規定による健康診断」のうち、一定の要件を満たすものが行われた等の支給事由を満たす場合に、支給されるところ、船員については、労働安全衛生法に基づく健康診断が行われることはないことから、二次健康診断等給付の対象とはならない。

## 第9 通勤災害

### 1 基本

船員に係る通勤災害については、船員以外の労働者と同様に、労災保険法第7条第2項の要件を満たすものが支給される。

なお、船員労働の特殊性に鑑み、下記のとおり、船員（予備船員を除く。）については、就業との関連性及び住居間移動について、特例を設けているので、留意すること。

### 2 就業の場所

船員以外の労働者と同様に、「業務を開始し、又は終了する場所」をいうものである。

したがって、船員の場合、船舶、船舶所有者の事務所、出港準備のための作業場等が就業の場所に当たること。

なお、出港準備のために港に着くまでの間に、出港に必要な物資を購入して船舶に行くことになっている場合には、当該物資を最初に購入する場所が就業の場所に当たること。

### 3 住居

船員以外の労働者と同様に、労働者が居住して日常生活の用に供している家屋等の場所で、本人の就業のための拠点となるところを指すものである。

したがって、就業の必要性があつて、船員が家族の住む場所とは別に、船員が出向前の準備、入港後の整理のために港の近くに借りたアパート、ドック入りしている船舶の船員がドックに通うために宿泊しているドックハウス等も住居に当たる。

また、出入港地において、自宅が遠隔地にあり、かつ、時間的に余裕がない出入港時や、台風などの自然現象等の不可抗力的な事情により、一時的に通常の住居以外の場所に宿泊するような場合には、やむを得ない事情で就業のために一時的に居住の場所を移していると認められるので、当該場所を住居と認めて差し支えないこと。

#### 4 就業との関連性

就業との関連性とは、移動行為が業務に就くため又は業務を終えたことにより行われるものであることを必要とする趣旨であり、その点は、船員と船員以外の労働者と変わることはない。

ただし、船員以外の労働者の場合、所定の就業開始時刻とかけ離れた時刻に会社に行くときには、当該行為は、むしろ業務以外の目的のために行われるものと考えられるので、就業との関連性は認められないとしているところであるが、船員（予備船員を除く。）については、その労働の特殊性に鑑み、昭和48年11月22日付け基発第644号「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律等の施行について」の別紙「通勤災害の範囲」にかかわらず、所定の就業日に就業の場所へ移動を行っている場合には、当該移動が明らかに他の目的で行われたときを除き、就業との関連性を認めて差し支えない。

また、住居から就業の場所までの距離が遠距離であり、船員（予備船員を除く。）が交通事情のため自宅からホテル等の宿泊施設に移動する場合、業務に就く当日又は前日に行われたとき、逆にホテル等の宿泊施設から自宅に移動する場合、業務に従事した当日又はその翌日に行われたときも、別紙「通勤災害の範囲」にかかわらず、就業との関連性を認めて差し支えない。

#### 5 住居間移動

船員（予備船員を除く。）については、転任の有無にかかわらず、住居から就業の場所までの距離が遠距離であり、交通事情のため自宅からホテル等の宿泊施設に移動することの多い実情を踏まえ、住居から就業の場所までの距離が遠距離であり、交通事情のためホテル等に宿泊する必要がある事情のある場合の船員（予備船員を除く。）についても、昭和48年11月22日付け基発第644号「労働者災害補償保険法の一部を改

正する法律等の施行について」の別紙「通勤災害の範囲」にかかわらず、労災保険法第施行規則第7条第四号の「その他前三号に類する労働者」に当たるものとして取り扱うこと。

したがって、当該事情のあった船員（予備船員を除く。）の自宅からホテル等の宿泊施設まで、ホテル等の宿泊施設から自宅までの住居間移動は、厚生労働省令で定める要件に該当することから、他の要件を満たす場合には、通勤に当たること。

## 6 その他

(1) 住居から就業の場所までの距離が遠距離であり、交通事情のためホテル等に宿泊する必要がある事情のある場合、自宅から当該ホテル等までの移動が通勤として保護されることは前述のとおりであり、ホテル滞在中の行為は、通勤には当たらない。

なお、旧船員保険法においては、当該事情のある場合、当該ホテルも合理的な経路上にあるとし、当該宿泊を日常生活上必要な最小限度の行為としていたが、その場合においても中絶中であるので、補償の範囲について差異はない。

(2) 通勤災害については、通勤に当たる要件について上記の通り異なる点が若干があるが、それ以外に療養給付、休業給付、障害給付、遺族給付等について船員を船員以外の労働者と区別して取り扱う必要はなく、同様に扱うこと。

## 第10 特別加入者

### 1 特別加入手続き等

#### (1) 中小事業主等

##### ア 申請書の受理

船員についても原則として通常の中小事業主等と同様の取扱いとなるが、船員保険統合時の特例として、平成21年〇〇月〇〇日付け基発第〇〇号「船員保険統合に伴う特別加入の取扱いについて」により、平成21年中に特別加入申請書が提出された場合に限り①保険関係が成立していない場合での受理や②「加入を希望する日が申請日の翌日から15日以上となっているものの受理という特例が設けられていることに留意すること。

##### イ 加入の承認日

特別加入は、特別加入の申請時に申請者が当該申請の翌日から起算して14日以内の範囲内において加入を希望する日付を記載させた上で、所轄労働局長の承認を受けることにより、その効力が生じる。

なお、船員保険の統合時の特例として、平成21年〇〇月〇〇日付け基発第〇〇号「船員保険統合に伴う特別加入の取扱いについて」により平成21年中に特別加入申請書を提出した場合である等の要件を満たしたときには、平成22年1月1日付けで特別加入の承認を行ってよいとされていることに留意すること。

## (2) 一人親方等

### ア 申請書の受理

船員についても原則として通常の一人親方等と同様の取扱いとなるが、中小事業主等と基本的に同様に、平成21年中に特別加入申請書が提出された場合に限り、①当該申請書の受理や②「加入を希望する日が申請日の翌日から15日以上となっているものの受理という特例が設けられていることに留意すること。

### イ 承認等の手続

#### (ア) 加入の承認日

船員についても原則として通常の一人親方等と同様の取扱いとなるが、中小事業主等と同様の特例が設けられていること。

#### (イ) 特別加入団体

船員についても原則として通常の一人親方等と同様の取扱いとなるが、制度移行時に限り、特別加入団体の要件について、特例が設けられていることに留意すること。

なお、労災則第46条の23第2項及び第3項の改正により、「業務災害の防止に関する措置」等を定める義務の免除及び「業務災害の防止に関する措置及び事項の内容を記載した書類」の提出の免除が行われているが、これは船員には船員安全衛生規則等により災害防止措置がとられていることを踏まえてのものであり、制度移行時の特例ではない。

## 2 保険給付の事務処理の留意点

### (1) 業務遂行性

## ア 中小事業主等の場合

中小事業主等の業務遂行性が認められる類型の1つとして、一定の要件を満たす就業時間内における事業場施設の利用中及び事業場施設内での行動中の場合が掲げられており、日常生活の用に供する施設と事業場の施設とを区分することが困難なものについては、これを包括して事業場施設としてみなすとされていること、航行している船の場合は交代制で24時間労働者が勤務していることを踏まえ、昭和40年12月6日付け基発第1591号「特別加入者に係る業務上外の認定及び支給制限の取扱いについて」の記の第1の1の(1)にかかわらず、船員法の適用のある船に乗り組んでいる間の船員たる中小事業主等の行動は、恣意的行為等積極的な私的行為以外は業務遂行性が認められるものとして取り扱うこと。

なお、下船した場合の業務遂行性の範囲については、船員の場合であると、通常の事業主であると変わらないものであるが、下船後における旅客の乗降のための作業、荷下ろし等の作業や出荷のための作業は、事業のためにする行為に直接附帯する行為に当たること。

## イ 一人親方等

船員法の適用のある船に乗り組んでいる間の一人親方等の行動は、恣意的行為等積極的な私的行為以外は業務遂行性が認められるものとして取り扱うこと。

なお、下船後における旅客の乗降のための作業、荷下ろし等の作業や出荷のための作業は、中小事業主等と同様に事業のためにする行為に直接附帯する行為に当たること。

また、以下の行為も、業務遂行性があるものとして取り扱うこと。

### (ア) 水産動植物の採捕の事業（労災則第46条の17第3号の事業を除く。）

- ① 水産動植物の採捕のため、船から下船し、水産動植物の採捕をする行為
- ② 突発事故（台風、火災等）等による予定外の緊急の出勤途上

また、新設される労災則第46条の17の7号として、特別加入の承認を受けた者については、事業の区分にかかわらず、通勤災害の適用があることから、水産動植物の採捕の事業を営む場合においても、通勤災害の適用があることに留意すること。

なお、船員法の適用のない船による水産動植物の採捕の事業を労働者を常態

として使用しないで営む者については、用船中であっても業務遂行性があるものとは限らないことから、留意すること。

(イ) 旅客の運送の事業

突発事故（台風、火災等）等による予定外の緊急の出勤途上

なお、タグボートの事業、水先案内人の事業もこの事業に含まれるものとして取り扱うこと。

(ウ) 建設事業

① 請負契約に直接必要な行為

② 請負工事現場において、船から下船し、請負契約に基づく工事及びこれに直接附帯する行為

③ 突発事故（台風、火災等）等による予定外の緊急の出勤途上

なお、本建設の事業には、海面の浚渫、沈没物の引き揚げ、潜水によって行われる海底測量等の事業が含まれるものであること

(エ) 上記（ア）～（ウ）以外の事業

突発事故（台風、火災等）等による予定外の緊急の出勤途上

なお、本事業には、例えば、旅客船内における小売業や飲食店の事業が当たること。

(2) 通勤災害

中小事業主等である場合のほか、一人親方等であっても新設される労災則第 46 条の 17 の 7 号として、特別加入の承認を受けた者については、事業の区分にかかわらず、通勤災害の適用があること。

## 第 11 社会復帰促進等事業

### 1 各事業に共通する留意点

労災保険給付を受給したことを重要な要件としている以下 2 に掲げる社会復帰促進等事業については、施行日以降労災保険給付を受給し、かつ、各事業の支給要件を具備した者を対象とする。

したがって、①施行日前に受傷し、船員保険から支給を受け、施行日前に治癒した者はもとより、②施行日前に受傷し、船員保険から支給を受け、施行日後に治癒

した者、さらには③施行日前に発症の原因があるとして施行日後の発症につき、船員保険から保険給付を受けた者についても、社会復帰促進等事業の対象にはならない。

なお、施行日以後に労災保険給付を受給した者であつて、労災保険の社会復帰促進等事業の対象にならないものも、場合によっては、船員保険の福祉事業として実施されることから、次の場合には、協会けんぽ（又は（財）船員保険会）を紹介すること。

ア 施行日より前に職務上の災害として船員保険から保険給付されていた者からの社会復帰促進等事業についての相談、照会があつた場合

イ 施行日以後に受傷した者について、支給申請に対して不支給（一部不支給を含む）の決定を行った場合

## 2 各事業に共通する留意点

### (1) 義肢等補装具費

義肢等補装具費の支給については、「義肢等補装具費支給要綱」（最終改正平成21年3月31日付け基発0331025号）に基づいて支給の可否を判断すること。

なお、義肢等補装具費支給要綱においては、不支給とされる義肢等補装具であっても、船員保険の福祉事業においては支給される場合があるので、不支給となる場合においても、協会けんぽ（又は（財）船員保険会）を紹介すること。ただし、船員保険において必ず支給されるとの誤解が生じないように留意すること。

### (2) 外科後処置

外科後処置については、昭和56年2月6日付け基発第69号「外科後処置実施要綱」（最終改正平成20年3月31日付け基発第0331005号）に基づいて実施すること。

なお、船員保険においては、類似の事業は存在するが、労災保険の方が処置の範囲が広いことから、治ゆの判断をするとき等に処置可能な内容を被災者に説明すること。

### (3) アフターケア及びアフターケア通院費

アフターケアについては、平成19年4月23日付け基発第0423002号「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領」に基づいて実施すること。

また、アフターケア通院費については、平成9年8月26日付け基発第596号「アフターケア通院費支給要綱」に基づいて支給の可否を判断すること。

なお、アフターケア制度に類似の制度が船員保険にないことから、治ゆの判断をするとき等に被災者にアフターケア制度について丁寧に説明すること。

#### (4) 労災就学等援護費

船員以外の労働者と同様に、昭和45年10月27日付け基発第774号の別添「労災就学等援護費支給要綱」に基づいて支給の可否を判断すること。

また、上記第11の2の(1)のなお以下と同様の対応を行うこと。

#### (5) 各種援護金

各種援護金においては、それぞれの支給要綱に基づいて支給の可否を判断すること。

なお、船員保険においては類似の制度がないことから、対象となり得る被災者にそれぞれの援護金制度について丁寧に説明すること。

## 第12 費用徴収

### 1 猶予措置

船員保険制度にあつては、費用徴収は、個々の船員に係る被保険者資格の届出を故意又は重大な過失により行わなかった期間における災害についてのみ限定的に行われてきたこと、未加入災害の重大な過失の要件である保険関係成立後の期間を踏まえ、統合の施行日から1年間の猶予措置を設けることとし、その期間中に昭和47年9月30日付け基発第643号「事業主からの費用徴収の規定の取扱いについて」又は平成17年9月22日付け基発第0922001号「未手続事業主に対する費用徴収制度の運用の見直しについて」に定める費用徴収すべき事故が発生した場合にあつても、当該通達にかかわらず、費用徴収を差し控えること。

### 2 事業主に対する説明

上記の猶予措置は、船員保険が適用されていた事業主の円滑な移行に資するため、行うものであることから、この1年間に労災保険における費用徴収制度の概要を十分に周知するとともに、当該期間終了後においても、費用徴収に当たる可能性のある事

案を把握した場合には、当該事業主に対して丁寧に労災保険における費用徴収制度の概要を説明し、理解を得るよう努めること。

### 3 未加入中の事故

猶予措置に係る期間の経過後、平成17年9月22日付け基発第0922001号「未手続事業主に対する費用徴収制度の運用の見直しについて」に照らして、費用徴収を行うこと。

### 4 滞納中の事故

猶予措置に係る期間の経過後、昭和47年9月30日付け基発第643号「事業主からの費用徴収の規定の取扱いについて」に照らして、費用徴収を行うこと。

### 5 事業主の故意又は重大な過失による事故

猶予措置に係る期間の経過後、昭和47年9月30日付け基発第643号「事業主からの費用徴収の規定の取扱いについて」に照らして、費用徴収を行うこと。

なお、以下に示す事項にも留意して、費用徴収を行うこと。

#### (1) 対象となり得る事故

以下のすべての要件を満たすものが対象となり得る事故であること

- ① 日本船籍（マルシップを除く。）の船内で生じた事業主責任災害
- ② 日本国内の事業者に雇用された労働者の死亡又は重大災害

#### (2) 対象となり得る法違反等

上記5の(1)の①及び②の要件をすべて満たす事故のうち、船員法及び船員安全衛生規則に危害防止のための直接的かつ具体的な措置が規定されている場合であって、事業主が当該規定に明白に違反したため、事故を発生させたと認められ、かつ、当該違反により検察庁に送致されたものが、対象となること

#### (3) 国土交通省に対する照会

船員法及び船員安全衛生規則を所管する行政機関は、国土交通省の出先機関である地方運輸局であり、労働局労災補償課を経由して、平成21年〇月〇日付け「〇〇について」の示すところにより当該局長あて照会し、その意見を踏まえて処理する

こと。

なお、6ヶ月を超えても回答がない場合においては、昭和47年9月30日付け基発第643号「事業主からの費用徴収の規定の取扱いについて」においては、局が決定することとされているが、的確な決定を行うため、当該通達にかかわらず、直ちに督促を行い、その結果を踏まえて決定を行うこと。

当該督促の後、2週間以内に回答がないときには、本省に協議を行うこと。

## 6 費用徴収の決定

費用徴収に当たる可能性のある事案を把握した場合には、船員以外の労働者と同様に速やかに監督署は局に報告し、当該報告を受けた局は、速やかに費用徴収事案に該当するか否かの決定をすること。

なお、上記5の(1)の事案のうち、以下のいずれかの事案に当たる場合には、本省協議を行うこと。

- ① 日本の領海外において生じた事故に係る事案
- ② 地方運輸局に督促後2週間を経過しても回答がない事案

## 7 徴収決定・納入告知・債権管理

徴収決定、納入告知及び債権の管理については、船員雇用以外の事業と同様に債権管理事務取扱手引等によること。

## 第13 第三者行為災害に係る求償

原則として第三者行為災害事務取扱手引によるとともに、以下の点にも留意すること。

### 1 船員保険の被保険者に係る労災先行の原則等

船員以外の労働者については、請求人の意思を尊重しつつ、自賠先行を才諱しているところであるが、船員保険の被保険者については、船員保険の上乗せ給付の要件として労災保険から保険給付を受けることが要件となっていることから、請求人の意思を尊重しつつ、労災先行を強く勧奨すること。

なお、自賠先行を行った場合の保険給付への充当については、当分の間は、本省協

議を行うこと。

## 2. 対象となる事故等

### (1) 対象となる事故

業務災害又は通勤災害が第三者行為災害として成立する要件は、船員使用の事業の場合も労働基準法適用の事業の場合も同一であるが、労災保険法が属地法であることから、日本の主権が及ばない場所における業務災害又は通勤災害（例：海外の寄港地における交通事故や領海外における船舶の衝突による負傷）は、労災保険法第12条の4は、適用されず、第三者行為災害には当たらないこと。

また、FOC 船に乗り組んでいる日本国内の事業者には雇用された労働者に係る当該船舶内の災害は、日本の領海内に当該船舶がある場合においても、第三者行為災害に当たらないものとして取り扱うこと。

### (2) 事務処理

#### ア 原則

平成17年2月「第三者行為災害事務取扱手引」によること。

#### イ 船舶の衝突等の海難の場合の留意点

##### (ア) 第三者行為届に添付する資料

船舶は車両に当たらず、また船舶の衝突は、交通事故ではなく、「海難」に当たることから、「交通事故以外による災害」に当たるものとして、交通事故証明書等以外の書類を第三者行為災害届に添付させて提出させること。

##### (イ) 過失割合に関する本省協議

日本の領海内における船舶の衝突等による第三者行為災害に係る過失割合については、本省に協議の上、決定すること。

この場合、事業主から「航行に関する報告」、海難審判庁の裁決及び和解に係る書面等の写の提出を必要に応じて求めた上、当該書類の写を添付の上、協議すること。

なお、海上交通安全法第33条においては、海難が生じたとき等には原則として海上保安庁長官に通報しなければならないと規定していることから、上記の報告等の写しによっても災害発生状況が不明な場合には、必要に応じて

後記Ⅱの第1の2以下の手続きにより資料等の提供を求めること。

参考：船舶の衝突等があった場合には、船員法第19条により「航行に関する報告」を運輸局に提出することが義務づけられている。

### 3 求償差し控え事案

従前の基準に当たるものはすべて求償差し控え事案とすること

なお、寄港地において、荷下ろし又は荷の積み込み作業を行う場合において、港湾荷役業者の労働者の加害行為により、負傷したときには、「同一の作業場で作業を行う事業主を異にする労働者の加害行為による災害」に当たるものとして取り扱うこと。

### 4 徴収決定・納入告知・債権管理

徴収決定、納入告知及び債権管理については、通常の事業と同様に「第三者行為災害事務取扱手引」及び「債権管理事務取扱手引」によること。

## Ⅱ 労災保険の保険給付の調査及び審査等

### 第1 調査に当たっての留意事項等

#### 1 調査の目的

労災保険法に定める業務災害又は通勤災害の災害補償事由の有無や第三者行為災害の該当の有無を判断するという通常の調査の目的に加えて、

- ①船舶所有者は日本国内の事業であるか否か
- ②被災者が日本国内の事業主に雇用されている労働者であるか否か
- ③被災者が船員（予備船員）であるか否か
- ④被災者が船員法の適用のある船に乗り組んでいたか、又は乗り組むことが予定されていたか否か
- ⑤被災した場所は、日本の主権が及ぶ場所であるか否か

等を明らかにするために調査する必要がある。

#### 2 調査手法

##### (1) 事業主から必要に応じて求める資料

以下の書類を船舶所有者たる事業主から必要に応じて求めること。

##### ア 労働者たる船員であるか否かを確認するための資料

- ① 海員名簿
- ② 労働条件を明示した書面

##### イ 災害の発生状況を把握する資料

- ① 航行に関する報告（船員法第19条に定める報告。船舶の衝突、乗揚、沈没、滅失、火災、機関の損傷その他の海難や船内にある者が死亡し、又は行方不明となったとき等に報告の義務を課されている。）

- ② 航海日誌

##### ウ 船員法の適用の有無を把握する資料

船舶国籍証書

漁船の従業する区域を証する書類

##### エ 日本の主権が及ぶ場所であるか否かを確認する資料

船舶国籍証書（外国籍船の船内は、基本的に外国として取り扱われる。）

## (2) 国土交通省への要請等

原則として事業主、同僚労働者及び関係者からの聴取・報告による調査に基づき、事実認定等を行うものであるが、当該調査では災害補償事由の有無等を明らかにできない場合等に国土交通省への必要な措置の実施の要請や関係行政機関等に対する資料提供等の要請を行うこと。

### ア 措置の要請

労災保険法第四十九条の二において、「厚生労働大臣は、船員法第一条に規定する船員について、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、船員法に基づき必要な措置をとるべきことを要請することができる」と定められたところであり、この規定に基づき要請を行うものである。

具体的には、平成21年〇月〇日付け「〇〇について」によるが、事業主等に対する調査等では、請求労働者の労働時間等や災害発生状況が不明である事案であつて、船舶に乗り組んでいたときの状況の把握が不可欠なものについて、要請を行うこと。

### イ 関係行政機関等に対する資料提供等の要請

労災保険法第四十九条の三において、「厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関又は公私の団体に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる」と定められたところであり、この規定に基づき資料提供等の協力の要請を行うものである。

なお、以下の対象ごとに、それぞれの通達に基づき、関係行政庁に対して資料提供等の要請を行うこと。

#### (ア) 対象

- ① 日本籍船の船内における事業主責任災害等前記第12の5の(1)に定める事故
- ② 特殊な船に乗り組んでいる被災者のうち、日本国内の事業者には雇用されている者に係る事故
- ③ 船員手帳を有しない者に係る船員保険の被保険者資格の有無及び資格のある期間等を確認する必要がある事故
- ⑤ 船員手帳を有しない者に係る船員手帳の交付の有無及び交付の時期等を確認する必要がある事故

(イ) 要請行政庁等

- ① 日本籍船の船内における事業主責任災害等前記5の(1)に定める事故  
運輸支局  
平成21年〇月〇日付け「〇〇について」
- ② 特殊な船に乗り組んでいる被災者のうち、日本国内の事業者には雇用されて  
いる者に係る事故  
運輸支局  
平成21年〇月〇日付け「〇〇について」
- ③ 船員手帳を有しない者に係る船員保険の被保険者資格の有無及び資格のあ  
る期間等を確認する必要がある事故  
年金事務所  
平成21年〇月〇日付け「〇〇について」
- ⑤ 船員手帳を有しない者に係る船員手帳の交付の有無及び交付の時期等を確認する必要がある事故  
運輸支局  
平成21年〇月〇日付け「〇〇について」

(3) その他

労働局は、運輸支局等関係行政機関との円滑な連携の確保のため、必要に応じて協議等を行うこと

3 請求人等の負担軽減

船員に係る保険給付については、前述のとおり、統合後は労災保険給付に相当するものは労災保険から、独自又は上乗せ給付については協会けんぽで行われること、さらに統合前に支給事由が生じたものは、協会けんぽからと複雑なものとなっている。

そこで、船員保険の給付を行う協会けんぽ、船員保険の資格得喪・適用徴収を行う年金事務所及び労災保険給付等を行う労働基準監督署又は労働局は、連携して次の通り取り組みを行うことにしているので、懇切丁寧な対応に努めること。

- ① 船員から相談があった場合には、船員保険の上乗せ給付分も含めて保険給付

の概要及び提出先等について統一説明用リーフレットを用いて説明する。

- ② 船員保険に係る請求書の提出があった場合には、写しに受付印を押印の上、協会けんぽ本部に書留で回送する。

なお、当該処理を行う請求書については、受付簿に必要な事項を記載の上、請求書の写しを綴っておく。

- ③ 船員から、船員保険に係る請求書の記載方法等について説明を求められた場合には、協会けんぽ作成のリーフレットを手交する。

なお、協会けんぽに提出すべきものが監督署に提出があった場合においても回送すること等から、管轄の監督署以外に労災保険給付の請求書が提出された場合においても、管轄の監督署に回送すること。

## 第2 請求書の提出があった場合の審査

船舶に乗り組んでいた際の事故に係る請求や船舶所有者が事業主である場合の請求については、労災保険給付事務取扱手引及び本手引Ⅰに示すところにより行うとともに、以下に留意して審査を行うこと。

### 1 必須記載事項の確認

船員以外の労働者と同様に必須の記載事項が記載されている確認する。

また、請求人は、労災保険を知らないことを前提に、窓口で相談があった場合等においては、請求漏れ等が生じないように、懇切丁寧に説明を行うこと。

なお、この場合、提出先が正しいか否かも含めて確認し、必要な説明を行うこと。

### 2 回送又は入力の実施

上記第1の3に記載しているとおり、当該請求に係る事業を管轄する監督署以外に請求書等が窓口で提出された場合にあつては、正しい管轄監督署を教示の上、回送することを説明の上、請求人が持ち帰ることを希望しない限り、管轄監督署に回送すること。

管轄する監督署に請求書が提出された場合にあつては、通常の請求書のとおり、原則として即日又は翌日入力を行うこと。

### 3 船員法の適用のある船に乗り組んでいたこと等の事実の有無等

#### (1) 被災した者が乗り組んでいた船の船員法の適用の有無

被災した者が船員法の適用のある船舶に乗り組んでいなかった場合、予備船員（船員職業安定法第92条に基づきFOC船に派遣船員として乗り組んでいる場合を含む。）でない限り、船員以外の労働者等からの請求と同様の審査を行えばよい。

したがって、まずは、乗り組んでいた船が船員法の適用のある船であるか否かを確認し、外国船籍の場合には、下記（2）により予備船員（船員職業安定法第92条に基づきFOC船に派遣船員として乗り組んでいる場合を含む。）に該当するか確認すること。

船員法の適用のある船か否かを確認する場合、ポイントになるのは、以下の事項であることから、事業主からの聴取や船舶国籍証書等によりこれをまず確認すること。

#### ア 船の船籍

イ. 船の総トン数、用途、航行する範囲、漁船の場合には、漁法、漁を行う範囲  
なお、フローチャート（〇〇ページ参照）を参考にすること。

#### (2) 船員であるか否かの確認等

船員法の適用のある船に乗り組んでいた場合であっても、通常当該船舶には乗り組むことがなく、船員に当たらない場合には、（1）と同様に船員以外の労働者等からの請求と同様の審査を行えばよい。

また、前記のとおり、船員法の適用のない外国船籍の船に乗り組んでいる場合であっても、日本国内の事業に雇用されており、予備船員（船員職業安定法第92条に基づきFOC船に派遣船員として乗り組んでいる場合を含む。）に該当する場合には、労災保険法の適用があることが明確であることから、当該要件を満たすか否か以下の手法により確認すること。

なお、以下の手法によっても、予備船員（船員職業安定法第92条に基づきFOC船に派遣船員として乗り組んでいる場合を含む。）に該当するか確認できないものの、日本国内の事業に雇用されている者（外国船籍の船に乗り組んでいる際に被災した者に限る。）と認められる者については、本省協議を行うこと。

#### ① 請求人に対して船員手帳の提示を求めること

船員は、船員法上船員手帳を「受有しなければならない」こととされていることから、手帳の提示を求め、その写しを徴すること。

- ② 請求人が紛失等により船員手帳を有していないと申し立てた場合の取扱い  
事業主に海員名簿、雇入契約の届出に係る書面の提出を求めること。

上記の措置を講じても、不明な場合には、以下の方法により確認を行うこと。

請求人が船員保険の被保険者であったと申し立てた場合には、年金事務所に資料の提供等の要請を行うこと。

また、船員保険の被保険者ではないが、船員であったと申し立てた場合は、運輸支局に資料の提供等の要請を行うこと。

なお、船舶内の事業の場合、小売業やサービス業等陸上におけるのと同様の作業態様となるが、その場合には、被災した場所が重要であるので、災害発生場所に留意して審査を行うこと。

#### 4 事業主の所在地の確認等

船員法の適用のある船舶に乗り組んでいる船員であっても、日本国内の事業に雇用されていない場合にあつては、労災保険法の適用はない。

日本船籍の船にも外国の事業に雇用された者が乗り組んでいることがあるので、この点について確認する必要がある。

日本国内の事業であるか否かについては、船員保険の事業は、属地法であることから、まず、当該事業に雇用された者が船員保険の被保険者であるか否かを以下により確認すること。

- ① 請求人から船員保険の被保険者証の提示を求める。
- ② 請求人が船員保険の被保険者証を所持していない場合には、年金事務所に被保険者であるか資料の提供等の要請を行う。

なお、被災した者が船員保険の被保険者でない場合にあつては、以下により確認すること。

- ① 請求人が雇用されていたとする事業の法人登記の有無を確認すること
- ② 法人登記を行っていない場合には、事業主、関係者からの供述、実地調査等により日本国内に拠点等があることを確認すること

## 5 労働者又は承認後の特別加入者であることの確認

被災した者が労働者であるか、労働者でない場合には被災前に承認を受けた特別加入者であるか否かを確認すること。

なお、労働者であるか否かの確認については、第1の2の(1)のアを参照すること。

## 6 業務災害の支給要件を満たすか否かの確認

被災時の災害発生状況等を確認の上、第7に示す基準に則して、支給要件を満たすか否か判断すること。

なお、船員について、いわゆる新しい疾病について請求があった場合には、後記8により、本省協議を徹底すること。

## 7 通勤災害の支給要件を満たすか否かの確認

被災時の災害発生状況等を確認の上、第8に示す基準に則して、支給要件を満たすか否か判断すること。

## 8 本省協議等の実施

船員について、いわゆる新しい疾病について請求があった場合には、請求書の提出後速やかにその概要を本省に報告をするとともに、必要な調査を行った上、本省に協議を行うこと。

## 9 支給決定等の実施

上記1～8により、支給要件の具備の有無が明らかになった場合には、速やかに支給又は不支給決定を行うこと。

なお、不支給とした場合には、その不支給決定理由を丁寧に説明するとともに、審査請求の方法について下記第3により丁寧に説明すること。

## 第3 審査請求等

### 1 労災保険給付

(1) 基本的な考え方

船員たる請求人に対しては、不服申し立てを希望する場合には、

- ① 労災保険給付については、労働保険審査官に対して審査請求を行う必要があることを説明することは当然であるが、これに加えて、
- ② 上乘せ給付についても、不服申し立てをすることを希望する場合には、地方厚生局（厚生支局を含む。）に置かれた社会保険審査官に対して、審査請求を行う必要があることを説明すること。

(2) 船員保険法における時効に関する特例等

ア 原処分における特例

船員保険法第152条第1項は、「次の各号に掲げる保険給付と同一の事由により支給される当該各号に定める労災保険法の規定による保険給付についてされる同法第三十八条第一項の審査請求並びに同項及び同条第二項の再審査請求（以下「労災保険法の審査請求等」という。）は、当該各号に掲げる保険給付を受ける権利の時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす」と規定している。

- 一 休業手当金 休業補償給付又は休業給付
- 二 障害年金 障害補償年金等、傷病補償年金又は傷病年金
- 三 障害差額一時金 障害補償年金等
- 四 遺族年金 遺族補償年金等
- 五 遺族一時金 遺族補償一時金又は遺族一時金
- 六 遺族年金差額一時金 遺族補償年金等

上記の船員保険の給付は、基本的に労災保険の給付が支給される場合に、支給されることから、同種・同一事由の保険給付について労災保険法の審査請求等を行っているときには、消滅時効が中断し、その中断事由が終了した時から、新たにその進行を始めるとされたものである。

なお、いわゆる後続請求の取扱いは、異種の請求についても適用のあるものであるが、上記のとおり船員保険法上の特例は、同種・同一事由の保険給付に限り認められるものであることから、船員保険の保険給付の消滅時効が完成することのないよう、それぞれの請求及び審査請求等を確実に行うよう、説明す

ること。

イ 社会保険審査官に対する審査請求に係る特例

船員保険法第152条第2項は、「労働者災害補償保険法の審査請求等がされている場合における前項各号に掲げる保険給付に関する社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）第四条第一項及び第二項の審査請求期間又は同法第三十二条第一項の再審査請求期間の計算については、当該労働者災害補償保険法の審査請求等があった日から決定若しくは裁決又は取下げの日までの日数は、算入しない」と規定している。

社会保険審査官又は社会保険審査会に対する審査請求は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算した一定期間内にしなければならないことになっているわけであるが、審査請求等してから決定若しくは裁決又は取下げの日までの日数は、算入しないという特例が設けられている。

原処分の場合の消滅時効の中断と異なり、新たにその進行が始まるわけではないので、混同しないようにすること。

### Ⅲ 参考資料

#### 第1 管轄等

- 1 協会けんぽ
- 2 年金事務所
- 3 地方運輸局
- 4 管区海上保安部

#### 第2 法令の規定等

##### 1 労災保険法（抄）

###### (1) 法律

- ① 支給事由 12条の8
- ② 連携規定 49条の2、49条の3

###### (2) 政令

###### (3) 施行規則

- ① 給付基礎日額
- ② 特別加入

###### (4) 関係通達

- ① 外国の療養費
- ② 特別加入

##### 2 船員法（抄）

###### (1) 法律

- ① 船員の定義
- ② 海員の定義
- ③ 船舶所有者の定義
- ④ 雇入契約
- ⑤ 労働条件

###### (2) 施行規則

- ① 船舶の範囲

② 船員安全衛生規則

(3) 船員法の摘要のある船舶に関するフロー図

3 船員保険法 (抄)

- ① 被保険者
- ② 上乗せ規定
- ③ 職務上の独自給付
- ④ 労災保険給付と船員保険の保険給付の関係整理表

第3 船、船員の実態等

1 船の用途

- ① 外航船
- ② 内航船
- ③ 漁船

2 乗船している者の法的な身分

- ① 船員保険法及び労災保険法の適用のある者
- ② 船員保険法の適用はないが、労災保険法の適用のある者
- ③ 船員保険も、労災保険法も適用のない者

都道府県労働局からの質疑

- 1 休業補償給付の支給要件については船員以外の労働者と同様に取扱うとのことであるが、船舶内の特殊性から、船内診療所のない船舶内で負傷したが寄港まで日数を要した場合等にあっても、初診日までの間は「療養を伴っていない」ものとして原則どおり支給対象としないことでよいか確認したい。参考までに、この点にかかる船員保険での取扱いについてもご教示いただきたい。

(答) 前段については、貴見のとおり療養を伴っていない場合は、支給事由を満たさない。

船員保険の取扱いについては、乗船中、傷病手当金は、船員保険から保険給付されず、その期間中は船舶所有者の災害補償義務にゆだねられる。

- 2 長期間航海を常態としている船員等に代表されると思料するが、脳・心臓疾患、精神障害等の認定事務を行う際の「労働時間」の評価方法等について、船員の特殊性からみた留意点等があればご教示いただきたい。

代表的な労働（時間）実態とその評価方法についての例示や、脳・心臓疾患の労災認定実務要領又は精神障害等の業務上外の判断のための調査要領の改訂など、これらの点に関する今後の予定についてもご教示いただきたい。

(答) 船員を使用する船舶所有者の事業以外の製造業等と同様に、事業主（船舶所有者）、同僚労働者及び関係者等から聴取等を行い、週40時間を超えた分を時間外労働として、算定の上、認定基準等に基づき決定することで足りるものであり、現段階で調査要領の改訂等は考えていない。

また、「労働時間」の考え方については、必要に応じて別途、指示することとしたい。

3 「船員から、船員保険に係る請求書の記載方法等について説明を求められた場合には、協会けんぽのリーフレットを手交する。」とありますが、このリーフレットはいつ配布していただけるのでしょうか。

また、説明を求められない場合であっても、船員保険からの上乗せ給付の趣旨について説明する必要はないのでしょうか。

その場合、上乗せが発生するか否かの見極めも必要になると思われますが。

(答) 船員保険に係る給付内容のリーフレットについては、社会保険庁において、現在作成中であり、遅くとも年内には、データを送付すると聞いている。

また、上乗せ給付に係る説明については、会議において配布させていただいた統一用リーフレット（案）により説明を行い、全国健康保険協会（協会けんぽ）船員保険部への請求を勧奨していただきたい。

上乗せ給付が発生するか否かについての判断を行う権限が無いこと及び請求を行わない場合は、保険給付を受けられないことから、上乗せ給付が存在する給付については、必ず全国健康保険協会（協会けんぽ）へ請求を行うよう教示されたい。

#### 4 P32の(1)の対象とする事故

海外の寄港地における交通事故や領海外における船舶の衝突による負傷は、第三者行為災害には当たらない。とありますが、第三者行為災害事務取扱手引では、交通事故の場合、第三者行為として取扱い、求償権の行使は差し控え事案と同様となっていますが、船員分の案で、第三者行為災害に当たらないとして理由について、ご教示ください。また、第三者行為災害に当たらないとした場合、控除調整も必要ないと解してよろしいか。

(答) 第三者行為災害の事務処理における求償は、第一当事者が第二当事者に対して有する損害賠償請求権を、労災保険法第12条の4第1項に基づき、労災保険給付を行った限度で政府が代位取得し行使するものである。

海外の寄港地や領海外における事故については、属地法である労災保険法の効力は及ばないため、政府が保険給付を行ったとしても、損害賠償請求権を取得するものではないことを明らかにしたものである。

なお、控除については実際に第一当事者から労災保険給付と同一の名目で支給を受けたことを確認できた場合についてのみ行うこととなるが、原則的に労災先行を勧めるため、控除対象となる事案は少ないと考えている。

5 P7 (2) のア及びイに関して、船内売店に勤務する者（パート・アルバイトを含む）が、商業・サービス業を営む事業に雇用されている場合も船員に該当するのか。（売店・フードコーナーの運営は委託契約等の場合もあり得るのではないか）

(答) ① 船舶における労務の提供を受けるため、労働者を使用している者は、船舶所有の有無に関わらず、船舶所有者とされること。

② この場合、当該労働者の職種を問わず、船員として取り扱っているとされているところである。

なお、船内売店の事業と船舶を所有している者の事業との契約は、様々であるが、当該契約に着目するものではない。

6 「協会けんぽ」への情報提供は本省労災保険業務室から行うこととなっているので、監督署に「協会けんぽ」から問い合わせがあった場合は、個人情報保護の観点から回答しないこととして良いか。

(答) 全国健康保険協会（協会けんぽ）が給付を行う上で、必要なデータは統一的に労災保険業務室より渡すこととしている。

したがって、全国健康保険協会（協会けんぽ）からの照会に対しては、回答を行う必要はないが、照会があった場合には、日時と内容について、本省補償課業務係へ報告されたい。

7 療養補償給付請求書（5号様式）の事業主証明について

乗船中の傷病について、船員が最寄りの寄港地の医療機関において療養するケースで、船舶所有者（事業主）の所在地が遠隔地の場合には、5号請求書の事業主証明欄は当該船舶の船長の証明に代えるなどの取扱いに変更してほしい。例えば、現行の船員保険においては、職務上の傷病の療養について、被保険者は「船員保険療養補償証明書」を保険証といっしょに医療機関へ提出することとなっているが、本証明書は原則として船舶所有者が証明することとなっているが、船舶所有者の所在地から離れた港に寄港したときなどは、船長が証明して差し支えないこととなっている。療養補償給付の請求についても同様の取扱いが必要ではないか。

(答) 船員を使用する船舶所有者の事業に係る請求についても、あくまで5号、7号を使用して事務処理を行うこと。

なお、事業主には、労災則第23条の2により、意見を申し出る権利が与えられているところであり、当該機会を行政や乗組員の都合により、奪うことは適当でないことから、船長の証明については認められない。

8 請求事案が発生した場合等に、正確な説明等を行うためにも、第三者行為災害届に添付させる「交通事故証明書以外の書類」とは具体的にどのような書類で証明者は誰になるのかなど具体的に例示していただきたい。

(答) 平成17年2月1日付け「第三者行為災害事務処理手引」15ページ(2)の表中の「交通事故以外による災害」を参照すること。

9 平成22年1月から船員保険の職務上疾病・年金部門を労災保険に統合し、従来の船員保険のうち、労災保険給付に相当する給付は、労災保険から給付を行い労災保険の給付水準を上回る部分の給付及び船員保険独自の給付は、統合後も船員保険から給付を行うこととされたとのことですが、先般の『質の行政改革』に係る労災保険の窓口業務の改善で示された趣旨に沿って請求人に相談対応するには、是非とも現行船員保険の給付内容、判断基準等を労災担当職員が承知しておく必要があると考えますので、具体的な資料等を早急に配布いただきたい。

(答) 財団法人船員保険会作成「船員保険の事務手続き（平成19年度版）」のコピーを別途送付するので、参考とされたい。

10 死亡認定制度の考え方について死亡推定日から1年半経過した時点において、市町村への死亡届または海上保安庁による死亡認定が行われていない場合には「被災労働者の生存の有無を確認する・・・」とありますが、ほかに何をもって死亡の事実確認をすればよいのでしょうか。労働者が死亡したと推定する規定と、死亡認定制度による証明書とどちらかで判断すればよいのか、又はどちらを優先すべきなのか。あるいは、海難事故による行方不明者の場合に限り、死亡認定制度にいる証明書をもって判断すると解釈するのか。

(答) 死亡認定制度に係る死亡証明書の発行には、長期間を有するものである。

したがって、遺族が死亡認定されるのを待って、請求したいという場合を除いて、労災保険法第10条により、給付決定を行うこと。

当該規定については、行方不明を死亡と「みなす」ものではなく、推定するものであることから、遺族補償給付等を支給後、生存していることが明らかとなった場合には、回収する旨をあらかじめ請求人に丁寧に説明しておくこと。

なお、失踪宣告の手続を経て、市町村が戸籍の抹消を行う場合もあることにも留意すること。

11 114号通達は、休業補償に限った取扱いを示したものであるが、船員に限りて解釈を拡大するのか。

(答) 日本の主権が及ばない地においては、労災保険法第13条第1項の療養の給付を行うことができないものであり、本邦内の取扱いと異なることは当然である。

なお、手引(案)で引用している「海外派遣者の特別加入に係る保険給付の請求等の手続」(昭和52年8月24日基発第481号)において、「休業補償給付及び療養の費用の支払いについては、派遣元の事業の事業主が立替払いをしている場合には、昭和43年3月9日付け基発第114号による受任者払いとすることとして差し支えないものであること」として、受任者払いで差し支えない旨を既に示しているところである。